

第31期川崎市青少年問題協議会
第4回全体会 会議録

○日 時 令和4年5月30日（月）18時00分～19時34分

○場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

○出席者

（1）委員 24名

芳川委員、柴田委員、平山委員、加藤委員、月本委員、林委員、田吹委員、
岩永委員、藤田委員、山川委員、新山委員、山口委員、館委員、境委員、岸委員、
佐藤委員、前川委員、丸山委員、米田委員、尹委員、香山委員、中村委員、池之上
委員、阿部委員

（2）傍聴者

なし

（3）事務局

武田室長、岡本担当課長、上原担当係長、内藤職員

○配布資料

資料1 第31期川崎市青少年問題協議会 協議過程

資料2 第31期川崎市青少年問題協議会 これまでの議論の経過

資料3 第31期川崎市青少年問題協議会 意見具申書（案）

1 開会

- ・事務局から、配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議の成立についての説明

2 会長挨拶

- ・芳川委員から挨拶

3 議事

- (1) これまでの議論の経過について
- (2) 意見具申書（案）の内容について

芳川会長：それでは、議事に移ります。これまでの議論の経過ですが、今期は、令和2年10月に開催された第1回全体会以降、協議題・調査専門委員会において協議題を検討し、第2回全体会で委員会の了承を得た後、起草専門委員会で意見具申書の作成に向けた具体的な中身の議論を行ってまいりました。その後、起草委員会で、関係施設や団体への視察を多数行い、令和3年12月の第3回全体会を経て意見具申書の作成を進めてまいりました。では、これまでの議論の経過について簡単に御報告をしていただければと思います。よろしくをお願いします。

柴田副会長：（これまでの議論の経過について、資料1及び資料2に基づき説明）

芳川会長：ありがとうございます。この議事（1）は議事（2）につながっていますので、御質問や御意見などは（1）、（2）を終えた後に受けたいと思います。

では、議事（2）「意見具申書（案）の内容」について、まずは事務局から章立てについて説明していただき、そしてその後に、柴田副会長から資料を説明していただきますようお願いします。

事務局：（章立て及び参考資料について、資料3の目次をご覧くださいながら説明）

芳川会長：では、柴田先生、お願いします。

柴田副会長：それでは、引き続きまして、意見具申書（案）の内容について御説明いたします。

青少年問題協議会の意見具申は、最終的には意見具申書という形で冊子にして、市長に提出することになります。資料3を御覧ください。序章の「はじめに」から始まり、第1章では「青少年の現状」について整理し、第2章では「青少年の育成に向けた課題」を明らかにしております。第3章では、「現状における川崎市内の取組」を紹介し、それぞれの機能や今後への期待、までを示した上で、第4章で「青少年問題協議会の提言」を行いました。最

後に、全体の内容をまとめている第5章という構成になっています。時間が限られておりますので、ポイントのみ御説明いたします。

序章では、まず、「青少年の心のふるさと川崎を目指して～子どもの権利に根差した地域づくり～」という協議題に至った経緯や具体的な内容を説明しております。「心のふるさと」というのはやや抽象的な言葉ではありますが、できるだけ具体的なイメージを読み手の方に持っていただくとともに、先に議論の方向性を示すためにも、この最初の部分で協議題や具体的な内容について記述しております。

次に、第1章「青少年の現状」では、議論の前提となる、青少年を取り巻く社会状況や青少年の実態・意識、青少年に関わるこれまでの川崎市の動きと現状などについて説明を行っております。必要な統計データや調査結果などを用いながら、青少年を取り巻くよりマクロな状況について説明をしている部分です。「1 青少年を取り巻く社会状況」では、新型コロナウイルスの感染症の影響などを踏まえて記載しています。また、「3 これまでの川崎市の動きと現状」では、これまでの青少年問題協議会の提言内容に対し、現状どこまで実現できているかという整理や、昨年20周年を迎えた子どもの権利条約の内容についての整理や成果についてまとめています。

第2章「青少年の育成に向けた問題」では、第1節「居場所の確保」、第2節「社会参加の促進」、第3節「ナナメのつながりとヨコのつながりの構築」の3点を軸にして課題を整理しました。この第2章においては、前回の全体会の時点では「“縦”のつながり」と「“横”のつながり」というように表現をしておりましたが、「“縦”のつながり」という言葉が子どもと大人との上下関係や利害関係、評価をする、されるといった関係性というような印象がありますので、我々のイメージするつながりとは少しずれてしまう印象があったため、縦、横の間ぐらいのイメージで「ナナメ」という表現をしております。

次に、第3章「現状における川崎市内の取組」では、心のふるさと川崎を目指すに当たり、その取組のヒントとなる事例を、視察結果を基に紹介しつつ、それらが現状において果たしている機能について考察を行うとともに、第2章に記載した課題に対する今後への期待についても併せて触れております。

そして、第4章「青少年問題協議会の提言」のところでは、それまでの論考を踏まえ、最終的な青少年問題協議会としての提言を次の4項目にわたって具体的に示しました。

まず「居場所づくり」に関して、居場所とは必ずしも施設のような物理的な場所だけではなく、人間関係から生まれる様々な関係性のある居場所もあるということ、さらに関係性の居場所の中には、ニーズや関心・地域などに共通点がある居場所や、多種多様な方たちが集まるごちゃ混ぜの居場所があることに触れています。子どもたちや青少年が、様々な居場所の中から、自

由に選べる状態になることが重要であるということを提言しております。

次に「社会参画のフィールドづくり」では、子どもたちにとって身近な施設である、こども文化センターの一層の活用へ向けた方法として、Wi-Fi環境の整備が必要であること、また、フィールドづくりを支援するサポーターを育成することの必要性について提言しています。

続いて「取組に当たっての留意点」では、活動が地域に根差していることや、その活動に参加するロールモデルとなる大人に求められていること、また、そうしたロールモデルとなる大人たちを、ITを活用しながらつないでいくという点についても述べています。

最後に「こども文化センターの活用と運営の見直し」では、青少年の居場所、あるいは青少年の活動の拠点、青少年の育成の拠点という3点から、こども文化センターに求められる機能や役割について書かれている部分でございます。

第5章では、第4章の内容を総括して記載しています。

以上が、簡単ではございますが、意見具申書案の内容の御説明になります。

今期の意見具申書案の内容について、この後、各委員から御意見や御指摘をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。起草専門委員会からの報告は以上です。

芳川会長：柴田委員、ありがとうございました。では、各委員の御意見を伺う前に、起草委員会の委員の皆さんから何か追加や補足などはありますでしょうか。館委員、いかがですか。

館委員：ただいま御紹介にあずかりました起草専門委員の館です。

今回、意見具申書案を作成するに当たり、これまでの意見具申書の中にはあまり出てこなかったITの活用ということを、今回明記しました。具体的には、具申書案の「はじめに」でも、会長が触れてくださっていますが、青少年を社会参加につなぐ「人材バンク」データベースの構築について、記載しております。イメージがつきにくいと思いますが、第4章の「ITを活用する」にイメージを載せていますので、ぜひ御参考になさっていただき、御意見などをいただけますと非常にありがたく思います。

芳川会長：ありがとうございます。では、前川委員、追加があればお願いします。

前川委員：同じく起草専門委員を務めております、川崎市子ども会連盟シニアリーダーズクラブむげん元会長の前川です。

私は、今回の意見具申書を、過去にわたる、青少年の社会参加を目指した意見具申書の、ある種総決算のようなものとして捉えています。この期の議論だけでなく、過去の期の議論や意見具申書の内容も踏まえながら今回の具申書を

つくっています。

第3回全体会の時点では、壮大なテーマで、意見具申としてまとまるのかと、委員の皆様には御心配いただいたと思いますが、大きく広げた風呂敷を包み込む議論にはなったのではないかと、私自身は自負しております。

私自身は、特にこども文化センターの活用について担当しました。地域にあるこども文化センターを、今が駄目ということではなく、これから一層よりよいものにするための提言として捉えていただければと思います。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。では、米田委員、お願いします。

米田委員：起草専門委員を務めました、子どもの未来サポートオフィスの米田佐知子と申します。先ほど起草委員会委員長から、丁寧に御説明いただきましたが、2点補足させてください。

一つは、意見具申書案の序章第2節「『心のふるさと』とは何か」と書かれた部分についてです。ここで前提としてお話ししておきたいのは、心のふるさとという、何か子ども・若者に期待するということが強く出てしまうように思いますが、基本的には、まず変わるべきは大人だということです。私たち大人がどう変わるかというところを考えようというのが前提となっています。

そしてもう一つ、今期のテーマに関して、青少年の指導、育成、保護、矯正という健全育成の目線だけでなく、社会的な支援も含め、すべての青少年を対象にと考えている点を御理解いただけたらと思います。

次に、ページが進みまして、第4章「1 居場所づくり」の第1節「関係性の居場所づくり」の中で、「今後は、青少年問題協議会や地域教育会議など、子ども・青少年について考え、話し合う場に、居場所活動に取り組む市民団体の参画が必要ではないでしょうか」という提言を記載しました。

これについては、大人が、若者、子どもと受け止めて向き合っていくということのためには、まず子どもと出会うこと、そして大人が孤立していないことというのがとても大切なことだと思います。ただ、皆さん御存じのとおり、今、地域の中で人のつながりがかなり薄くなってきています。そんな中でどうやって大人と子どもが、あるいは大人同士がつながれるのかというところで、例えば学習支援活動や子ども食堂、地域食堂、川崎市におけるまちのひろばなど、人がつながっている場があります。これらの活動をされている市民の方がこの会議にも御参加になられ、民間と行政という垣根を越えて、青少年のことを一緒に考えていくというテーブルに座っていただくことが必要ではないかと感じました。

このように感じた背景は、第4節「民間・市民団体による多様な場づくりの価値」で触れています。今期の現地視察先である川崎ふれあい館でのヒアリングにおいて、川崎市を面で捉えたときに、集住地域の中でのサポートはふれあい館でできるが、北部などの散在地域に対しどのように支援を届けるのかという課題があること、この課題の解決策として、その散在地域で市民がつくって

いる居場所活動が窓口となり、散在地域での支援につながっている、という事例をお聞きしました。そういったことを背景にしながら、この場にぜひ、居場所活動をなさっている方にお座りいただけたらなということで提言を書いております。ぜひ御意見をいただけたらと思います。

芳川会長：ありがとうございます。それぞれの委員が特に心を込めてお書きになった部分が、皆様に伝わったのではないかと思います。

では、残り時間が少ない中ではありますが、できるだけ委員全員からお言葉をいただきたいと思います。一言でも二言でもお気づきの点を、次に案をまとめるときのヒントにさせていただけたらなと思いますので、座席表の順で伺ってよろしいでしょうか。それでは平山委員、お願いします。

平山委員：それでは、市議会の平山でございます。どうぞよろしくお願い致します。

一言と思いますけれども、状況が変化しているという要素の一つに、民法改正による成年年齢の引下げがありました。これにより、まさに今、青少年が様々な被害にさらされかねないという懸念もあり、配慮すべき事項になってくるのかなと思います。いずれにしましても、今回この意見具申書としてまとめられた内容をベースに、今後も様々な変化を捉えてしっかり議論できればと考えております。以上でございます。

芳川会長：ありがとうございます。では加藤委員、お願いします。

加藤委員：同じく市議会の加藤でございます。日頃より、また長きにわたりまして青少年の健全な育成に御尽力賜っておりますことをまずは感謝申し上げます。

私からは1点、未成年の子どもたちを広くサポートするためには、こども文化センターにぜひとも高校生にも来ていただきたいと思います。やはり、高校生になると、行っていいのかなとか感じる子たちもいると思いますので、今後はIT環境の整備や取組の広報など、ぜひともこども文化センターに足を運びやすい環境づくりにも御尽力いただければと思いました。引き続きの御対応、よろしくお願い申し上げます。

芳川会長：お二方からとても大事な視点、特に成年の年齢の引下げというのは本当に大事なポイントだというふうに思っていますので、引き続き皆さん、念頭の中に置いて考えていきたいと思います。では、月本委員お願いします。

月本委員：長きにわたる議論、本当にお疲れさまです。最後の場に出席をさせていただく新任の委員ということで、一言、気づいたところについてお話をさせていただければと思います。

私自身は市会議員として、昨年度は健康福祉委員会の委員、今年度は文教委員会の委員となっておりますが、この2年間、SNSでの御相談というのが、市

会議員に寄せられるツールとして非常に増えた、というのが印象的です。これは子どもだけでなく、大人が特に増えているのかなと思います。

まさに今回、ITの活用ということが本当に大きく議論されています。私はこども文化センターに来ていただく方が増えてほしいなど考える中で、きっかけづくりという点では、ITは重要かと思います。コミュニケーションが苦手だったり、コミュニケーションツールがITに限定されている方もいらっしゃると思いますので、ITの活用というところには、力を入れていただきたいと考えています。

そういった意味では、すばらしい意見具申だと思いますので、これが提出された後は市議会としても応援していきたいというふうに思っています。ありがとうございます。

芳川会長：心強いお言葉をいただき、ありがとうございます。このITのことと、こども文化センターにおけるWi-Fi導入の部分は今まで以上に強調したいと思っております。では、林委員、よろしいでしょうか。

林 委員：市議会の林敏夫でございます。長きにわたります意見具申書に向けた御議論、お疲れさまでございます。

少し感じたことを述べさせていただきたいと思いますが、こども文化センターは少し老朽化している部分があります。選出された川崎区では、田島支所と大師支所、新たに複合施設ということで、こども文化センターといこいの家含めて整備するという流れになってきております。新しい複合施設となり、より子どもたちが集まりやすいような環境になるように注力していきたいと思っております。

あと、子ども夢パークについて、川崎市には1か所しかなく、私の周りの方からも富士見公園にそういった場所という声が多々ありますので、これから富士見公園が再編される中で、意見具申における視点も注視しながら、市議会です少バックアップをしていきたいというふうに思っております。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。子ども夢パークは長年、川崎の中でいろんな取組をしてきておりますし、複合施設の部分についても、前期の委員の中で話題になっておりました。それぞれ大事にしていきたいと思います。ぜひこれからもよろしくお願いします。では、田吹委員、いかがでしょうか。

田吹委員：川崎市警察部の田吹と申します。警察も行政面で、当然、青少年の育成に関わる部署でございますので、意見具申の内容をしっかりと職員個々が理解をして、行政や、あるいはその他関係者と協力して推進し、よりよい社会をつくってきたいというふうに思います。以上でございます。

芳川会長：ありがとうございます。では岩永委員、お願いします。

岩永委員：横浜家庭裁判所川崎支部の調査官をしております岩永と申します。この会議には今日が初めての参加ですが、前任の和田から資料など引き継いでおります。

このたび、意見具申書という、非常にボリュームのあるものを大変興味深く読ませていただきました。

他の委員からもお話がございましたが、裁判所でもITについては、プラスの面もありますが、実は非常に非行につながりやすい、被害者にも加害者にもなりやすいという側面がございます。そうした中で、ITを正しく使うという点で、ITを導入した施設が社会の中にできるということは、青少年育成の観点から非常によいことではないかと思っております。

私は実は関東が初めてで、以前は福岡や大阪の方で勤務しておりました。この提言を読ませていただき感じたのが、例えば福岡では山笠、大阪では岸和田で有名なだんじりなどがあり、神社や祭りが自然と集いの場所となっている部分がありますが、川崎では新しく、集いの場所というのをつくっていらっしゃるのだなと感じました。これを一層発展させて、ITの導入など、若者を取り入れていくという部分の具申ということで、非常に興味深く読ませていただきました。

青少年が健全に成長していける環境が整備されるということは、家庭裁判所としても非常に望ましく、ありがたく思うところですので、この具申書がいい形で、川崎の子どもたちのよりよい成長につながっていくとよいなということを感じて持ちました。

芳川会長：初めてにもかかわらず、きちんと意見具申書をお読みになっていただいて、とても貴重な御意見、御感想をいただきました。本当にありがとうございます。では、藤田委員いかがでしょうか。

藤田委員：神奈川県、川崎県民センターの藤田でございます。私も岩永委員と同じく、今日初めてこの会議に参加させていただくこととなります。

事前にこの意見具申書案を見させていただき、川崎市内にはこんなにいろいろな団体が様々な活動をされているということ、勉強させていただいた次第です。具申書で照会されている団体は、既に形として完成されているような印象があり、これからの課題というのは、このいろいろな団体をいかにうまく結びつけていくかということだと感じました。また、それを進めようという中で、ITの活用などという御提言があるかと思いました。

この提言は、持続可能な仕組みづくりの第一歩になるのではないかと考えます。持続可能な仕組みづくりというのは、一回その仕組みをつくるまでが大変ですが、つくってしまえば何となく自動的に回っていくというのが理想だと思っています。新たな社会問題などが起きた場合には、軌道修正して新しい仕組みをつくっていくということは必要かもしれませんが、根幹の部分は今ここでしっかりこの提言を基につくっていただければというふうに思った次第です。

芳川会長：ありがとうございました。こども文化センターを一つの核にしてそれをつなげていくという構造を読んでいただき、そして示していただきありがとうございました。専門委員会のほうでさらに考えていきたいと思えます。ありがとうございます。では、山川委員、お願いします。

山川委員：小学校長会の山川です。私も今回この会議に初めて参加する中で、感じたことを述べさせていただきます。

私がとても魅力的に思えたのは、ナナメのつながりというところでした。上下関係である縦のつながり以外にも、子どもだからということではなく、対等に話ができる、素直に悩みが相談できる環境をつくるという意味でも、ナナメのつながりというのはとても魅力的で、重要だと思えました。

具申書に書かれているフリースペースえんにも、小学生が現に利用させていただいており、学校ではないところに居場所を求めている子どもたちもたくさんおります。そうすると、ロールモデルとなりうる魅力のある大人と、地域の居場所の中でたくさんつながっていけるということが大事になってくるのかなと感じました。

社会に参画することが難しいと感じる方も多い中で、子どものときから何かでつながっていける安心感が生まれてきたらいいなというふうにお話を伺って感じた次第です。

芳川会長：ありがとうございます。山川委員がおっしゃったように、実は大人がつながることというのは私たち、起草に関わった委員共通の、切なる願いでもありますので、感じ取っていただき、本当にありがとうございました。初めてにもかかわらず、読んでいただきありがとうございます。では新山委員、お願いします。

新山委員：中学校校長会を代表してきました、野川中学校の新山です。

私も初めての参加となりますが、中学校現場から言いますと、この提言の中でやはり目に留まるのはこども文化センターの部分だと思います。私もいろいろな学校を経験してきましたが、日頃からこども文化センターのいろいろなイベントを学校で広報したり、あるいは子どもの様子の情報交換をしたりということで、どの学校もこども文化センターとつながりながら今まで活動してきたのではないかなと思います。

この提言の中でこども文化センターがその地域の中心となってというようにお話がありましたので、学校としては、そうなるように、今までやってきたことも含め、さらに連携を深めながら支援していきたいと考えております。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。家庭教育、学校教育、社会教育は切り離すことはできないものですので、お互いにバックアップしながら、ぜひ考えていきたいと思えます。ありがとうございます。では、山口委員、お願いします。

山口委員：高等学校長会を代表しております。現在、高津高校に勤めております。

この50ページにわたる具申書、本当に大変だったかなと想像します。起草専門委員の皆様、ありがとうございました。私の中で印象に残っているキーワード、他の委員の発言と重なるところがありますが、ナナメのつながり、それから居場所、この2つのキーワードを見たときに、これは高校で行っているある取組と同じだなと思いました。

川崎市には市立の高等学校が5校あります。そのうちの4校には定時制があります。その定時制には定時制生徒自立支援事業というのが行われています。最初に始まったのが川崎高校の定時制で、青丘社に委託しています。その次に高津高校で、今年で5年目になります。そして昨年から橘高校、今年から川崎総合科学高校でそれぞれ開始しました。

何が同じかという、週1のペースで行われているこの自立支援事業、別名カフェ事業と呼んでいます。ここではまさにナナメの関係で、定時制の生徒の居場所づくりがなされています。この具申書を拝見したときに、中学校の50を超える学区で、高校生や中学生を対象としたカフェ事業的なものが川崎市内、南から北まで広がっていくとなると、夢が広がるなというふうに感じました。

ただ、課題と思うのは、自立支援事業では、登校してきた生徒が始業前、終業後に参加できるものですので、生徒をキャッチしやすいですが、こども文化センターでこれを担っていくとなったときに、比較的こども文化センターを利用している中学生はともかく、利用が少ない高校生をどうキャッチしていくのかというのは、事業を展開する上で、具体的な課題になっていくかなというふうに感じました。

芳川会長：ありがとうございます。まさしく高校生をどうキャッチするかというのが、実は今期だけではなく前期からもずっと一つ大きなテーマというふうに考えておりますので、カフェ事業の大切さ、それと重なるような感じで考えていきたいなと思います。では境委員、お願いします。

境委員：私は川崎市の青少年育成連盟の理事長というような立場でここに参加をさせていただいておりますが、青少年育成連盟というのは、川崎市における子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、その4つの団体の合同体でございます。昔はこども文化センターや夢パークはまだなく、思い出すのは、梶ヶ谷にある青少年の家に行って遊んだり、キャンプファイアをやったりという思い出がありますが、現在、青少年の家ではキャンプファイアがほぼできない状態になっています。

なぜかと申しますと、あの当時は山の上に1つぽつんとあった青少年の家が、その後、周りにアパートやマンションが建ち、夜8時以降は野外で活動することが難しくなったためです。

したがって、今の子どもたちが好きなときに、お父さんやお兄さんたち、お姉

さんが歌を指導してくれてキャンプファイアを囲むことができる場所が、市内にあるという環境を何とか維持していただきたいと思います。お金のかかる話であり簡単ではありませんが、そのような場合は、子どもたちにとってふるさとを感じやすい場となるのではないかと思います。

それ以外は、川崎市は青少年に手厚い市だと思っておりますので、これ以上は申すことはございません。

芳川会長：ありがとうございます。とても切実なことで、しかも分かりやすいということですね。その場の確保をどう考えるかというところの命題だと思います。ありがとうございます。では岸委員、お願いします。

岸委員：青少年指導員連絡協議会の岸と申します。

意見具申書の内容を見ますと、私の意見も若干取り入れていただいて、立派な具申書ができたのかなと思っています。具申書に関しては、会長を中心とした起草委員の方の努力に敬意を表します。

と言いつつ、具申書を読んで、今までの議論の蓄積という面を感じる一方、反面、提言の具体性の部分が気になります。具申書を基に、市長に意見具申を行うと思いますが、具申の際は、補助のペーパーなどを用いて、市長の琴線に触れることができるような形での具申をしていただけたらなと思いました。

内容については、いろいろ御議論されて皆さんの意見が入っているので、特に私としては言うことはありません。ただ、この具申書ですが、今回初めて参加された方もいる中で、事前に出席する委員の手元に送っていただけたら、時間をかけて内容の検分をすることができたのかなと思っています。今後よろしく願いいたします。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。岸委員からいつも貴重な御意見をいただいておりますが、確かにどのように具体的に市長の中に届くのか、工夫は必要と思います。執筆者はどのように読み手に届くのかということ意識して書いていますが、まだ十分ではないですので、さらに改善していきたいと思います。

また、本当に申し訳なかったのですが、本来は事前に皆様のお手元に届かなければならないところ、皆さまに対して申し訳なく、失礼をした次第ですので、どうぞ御容赦ください。今日の意見をさらに加えて、また起草委員で加筆していきますので、よりいいものをつくり、必ず市長に分かりやすい形で届けることを約束したいと思います。では佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：少年補導員連絡協議会の佐藤と申します。何点か手短かにコメントさせていただきます。

まず、第3章「現状における川崎市内の取組」について、この部分が、私は特にインパクトを感じました。その施設や組織の紹介だけでなく、実際にヒアリングした内容なども随所で触れられていて、これがこの意見具申において肝

になっているのかなと思いました。

一方、個人的に希望を言わせていただくと、その第3章の導入で、この章をどういうふうに見てほしいというようなことを書いていただけると、読み手に入りやすくなるのではないかと思います。

また、こども文化センターの利用促進に関して、中学校区に一つずつあるというところで、例えば中学校区の地域教育会議との連携など、地域の特性を生かす運営や活動を促すことが一つの手がかりかなと感じました。

あと、ナナメのつながりという部分について、私も腑に落ちたという思いで読ませていただきましたが、ファシリテーターについては養成ができるということだと思いますので、ぜひ養成を促進していただいて、それを担う人を増やしていただければいいのかなと思いました。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。第3章をどういうふうに読んでほしいかを章の導入で言及することと、あと、最後のファシリテーターの部分を、起草委員の中で検討し入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では香山委員、お願いします。

香山委員：29期、30期と起草専門委員を務めました香山です。過去も振り返りながら、少し辛口のコメントをしなきゃいけない立場なのかなというふうに思っていますので、少しお話をさせていただきたいと思います。

芳川会長が「はじめに」のところで触れてくださっていますが、過去5期10年間にわたって主にメインテーマになっていたのが、未来を担う青少年市民の育成であったり、彼らが生き生きと川崎の次代を担っていけるように、今大人たちにできることはどういうことだろうかという、居場所づくりであったり、環境づくりであったり、といったことを10年間位かけて検討してきました。それを踏まえると、今回は大きくシフトして変えられてきたなど実感しています。また、この具申書は大変ボリュームで、視察している施設もとても多く、今期の委員の皆様、非常に向学心あふれる積極的な取組に敬意を表したいなと思っています。

いつまでも同じことを繰り返しているというのは発展がないので、いろいろ課題などを検証してシフトしていくということは当然のことだろうと思っています。先ほどから挙がっている「ナナメ」に付随して、「縦」という言葉について触れておきます。私が起草専門委員として関わっていたとき、縦という言葉は、いわゆる子どもたちを支えていく大人たちの各世代がいかに継承していけるかという意味で使ってきたと思っています。当時は決して、若者たちを上から目線で見ているということではありませんでした。ただ、今回ナナメが入ってきたというのは、サポーター的な関わりをしていきたいというところで、大人でもなく子どもでもなく、ナナメという言葉を選択されたというふうに解釈しておりますけれども、実は、この副題にもある「子どもの権利に根差した地域づくり」という部分で、子どもの権利施策にいわゆる物差しを

当ててもう1回振り返ろうとしたのかなと私は思っています。

これも芳川会長さんが書かれていますけれども、もう20年前に子どもの権利施策が開始し、続いてきた。その中で、既にサポーター養成講座も市民に公募する形で実施し、ファシリテーターもついてやってきているわけです。そういう若者たちが、例えば夢パークなどの拠点に事務局として入り、子ども会議委員を育成していつている。

そこで、もう一度20年前に立ち返って、子どもをサポートしていくということを考えていращやるのかなと思いますが、この20年間の子どもの権利施策の課題と成果をきっちり振り返った上で、何が足りないのかを議論し、今何ができるのかということ提言すると、より市長にはインパクトのある、具体的にここに焦点化して金をかけ人をかければいいんだなというふうに思われるのではないかなというふうに思います。今期が無理ならば来期でもいいと思います。

ややもすると、20年前に立ち返り、同じような思いを持って具申を行っても、少しインパクトという意味では弱いかなというような気がしました。我々大人世代がどんどん継承していく、その継続性が大事である中で、地元にある自治会・町会のかなり御高齢になっている方々がこども文化センターの運営を支えているケースは多くあります。こういう高齢の方たちを無視はできないし、こういう方々も取り込みつつ、川崎のこの子どもの青少年問題を進めていくという意味においては、まだまだ掘り下げていく部分が多々あるのかなというふうに思います。

私たちも結局、ある意味課題を残しながら次の方たちにバトンタッチしていった身ですけれども、ぜひ今期、また来期の皆様方、少し筆を加えられるようなところがありましたら、そんなところも加えつつ、よりよいものにしていただけたら大変ありがたいなというふうに思っています。

芳川会長：香山委員、どうもありがとうございました。本当にハートのこもった、前期を引き継いでの要点、ポイントの捉え方と、そして次に向けてこうしたらいいかというお言葉をいただきました。ありがとうございます。では丸山委員、お願いします。

丸山委員：カウンセリングルーム「ぶどうの木」という相談室をやっております丸山と申します。臨床心理士をしています。

こちらの具申書案は非常に読み応えがありました。子どもの権利条約にきちんと基づいて記載されているということに、今さらながら感銘を受けましたし、自己肯定感という言葉であるとか、ありのままに自分を受け止めるという言葉など、子どもたちの気持ちをすごく大切にしているなという言葉がキーワードとして多く出てきて、骨がある資料内容だなというふうに思いました。

これは前にもお話ししたかもしれませんが、川崎市には、こども文化センターや多摩区ソーシャルデザインセンターなど、こんなすばらしい施設があった

んだなというところに改めて感銘を受けまして、それが今もきちんと稼働されていて、学生や大学生が所属し活動しているということもよく分かりました。

あとは、委員の皆様がおっしゃったように、そのような場をどのように、子どもたちや中高生あるいは大学生につなげていくのかという部分で、ネットやSNSなどを使って、保護者や子どもたちに施設の運営の内容などを理解してもらえるように広報していくことが必要だと思いました。

加えて、中高生や保護者に対しリサーチをかけて、施設の認知度などを聞き取ることで、施設に関する生の声が聞こえてきて、何か見えてくるものがあるのではないかなと思います。次期以降、当事者である高校生や中学生がこういうものだったらもっと行きたくなるというのを声として拾っていくことも取り入れていくといいかなというふうに思いました。

あと、言っておきたかったのは、カウンセリングを行っている中で、今の中高生たちは能力主義の中に置かれており、どちらかという人間性を育むという視点が欠けてきているというのを感じます。大人が子どもたちに向ける関心が、どれぐらい能力を上げられるかとか、どれぐらいスキルが上げられるかということが至上となっていて、この具申書で書かれているような、子どもたちの心がどう育っていくかとか人間性を育むかというところの視点がだんだん薄れてきていると感じており、すごく寂しい状態だなと考えていたところで、この資料が現れたので、こういうことをちゃんと考えているというのは本当に素晴らしいなと思いました。

芳川会長：ありがとうございます。リサーチの件も確かにおっしゃるとおりで、委員もかなり心に引っかかっているところでもございますので、次期以降にそれをさらに考えていきたいと思えます。ありがとうございます。では尹委員、お願いします。

尹 委員：こんばんは。外国人市民代表者の代表として来ました。

私が所属している外国人市民代表会議は現在26人が所属しておりますが、自分が知る限り、4人の新しい子どもが生まれたり、あと海外から1人来たりして、まだ日本語がうまくできていない中で、とても頑張っている方がいます。

具申書の作成、ありがとうございます。この「ナナメのつながり」という素敵な表現は、自分でも使わせていただけたらと思います。私は、自分の子どもたちとの関わりの中で、ナナメということ意識しています。

居場所づくりの部分ですが、物理的なオフラインの空間である、こども文化センターの話がこれまでの議論でも何回か出たということは覚えています。今後こども文化センターをより活用できるように、整備していただきたいと思えます。

もう一つの居場所であるオンライン上の居場所ですが、民間企業などが主導して設置したり、整備したりしているオンライン空間というのは面白いから子どもたちがたくさん集まっていると思えますが、今後、公である川崎市がオン

ライン空間を設置、整備するとなると、民間企業が行っている取組よりさらにアイデアを出して、面白く充実した整備すれば、居場所がなかった多くの子どもたちや青少年が集まって、そこで何かを見つけて自分のものにできる、そういう空間をつくっていただけたらというふうに思っております。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。オンライン空間と今おっしゃいましたけれども、これをどう展開していくのかということについて、様々な観点や考えがありますので、これも次期以降の課題として考えさせていただきたいと思えます。

では、あとは今日参加していただいた市職員の委員3名の方にも、コメントをお願いしたいと思います。池之上教育次長、いかがですか。

池之上委員：教育次長の池之上でございます。

私も今日初めて参加をさせていただきました。今、皆様のお話を伺い、また、この具申書案を読ませていただく中で、つながりやつながるということが、今の社会にとって非常に大切なキーワードであるように感じました。教育のセクションにいますと、やはりこのつながりという言葉が、教育委員会所管の冊子の中でもたくさん出てまいります。

教育のセクションでは学校教育、学校の現場を抱えていますし、学校の対応では皆様御存知のとおり、GIGA端末というものが新しく入り、1人1台端末、子どもが勉強していたときは全く異なる環境の下で、今の児童生徒は学びを進めています。このGIGA端末を有効活用していくにはどうしたらいいか、この端末を使ってどうつながっていくかという取組も進めてまいります。この冊子を読む中で、つながりが大切だということを改めて認識しました。

あともう一つ、社会教育や生涯学習のエリアにおいて、図書館や市民館などは、大人を含めて非常に大切な集いや学びにつながる施設でございますが、つながりが希薄化していく中、まだコロナ禍の懸念があり学習活動ができないといったお言葉がある中で、いかにこのITを活用してつながっていくかというお話が出てまいります。

この貴重な時間をいただきまして、教育委員会としてもできることは必ず取組を進めていきたいと考えています。教育委員会だけでは実現できないことも多々あるかと思えますので、庁内関係局と連携をしながら、あるいは議員の皆様のお力添えもいただきながら、川崎にいてよかったねと一人でも多くの方が思ってもらえるような取組を進めてまいりたいと考えます。以上です。

芳川会長：ありがとうございます。では、中村委員、お願いします。

中村委員：市民文化局の中村です。

まず、熱心に調査審議などを進めていただきましてありがとうございます。意見具申の中で、私どもの局が所管する事業を幾つも取り上げていただき、大変ありがたく思っています。まさに、居場所やつながりづくりということを、

私たちの局も所管事業としてやっております。地域包括ケアシステム推進ビジョンを下支えするためのコミュニティ施策だということで、これからのコミュニティ施策の基本的考え方というものに基づいて、具申書に記載されておりますソーシャルデザインセンター、地域における多様なつながりを育む空間として、まちのひろばをつくっていかうとしています。それは、行政だけが勝手につくるのではなく、市民の皆様がそういう居場所をたくさんくれるような環境づくり、それを支えるプラットフォームとして各区にソーシャルデザインセンターの創設を進めています。

その中で、この意見具申書で取り上げていただいたように、多摩区のソーシャルデザインセンターは本当に若い人がたくさん集まっています。実際は、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンターが運営していますが、先日代表者が大学生に交代し、本当に若手中心でスタートして、地域の人を巻き込みながら今、取組をしているということで、そこに着目していただいて大変ありがたいというふうに思っていますし、他のソーシャルデザインセンターもぜひ若い人が関わりを持てるような仕掛けもしていきたいなと思っています。

それと同時に、いろいろな施策の中で公共施設の地域化という取組もしています。道路、河川などの公共施設を地域の人たちにとってより使い勝手がいい空間にしていく、地域の居場所として活用していただくような事業を関係局と一緒に推進しています。先ほど林委員からも御紹介いただきました、大師地区複合施設・田島地区複合施設について、整備・運営基本計画案を先日、議会に御報告差し上げ、実はあさってから6月いっぱいにかけて、パブリックコメントで意見をいただきますけれども、田島支所、大師支所の公共施設の建て替えを、単に建て替えということだけではなく、それぞれの支所の近くにある老人いこいの家やこども文化センターを合築した複合施設を、初めて、そのような形でつくろうと思っています。

それは単に建物の床を合わせるということだけではなく、機能そのものの融合をしていく。こども文化センターは当然のごとく児童館としての機能もありますので、子どもファーストで子どもの居場所をきちんと確保しながらも、子どもだけじゃない地域の大人、老人いこいの家はまさに高齢者の居場所ですから、単なる多世代交流という言葉を超えるチャレンジをしていきたいと考えています。今、こども文化センターの在り方そのものも全庁的な議論をしていますけれども、そのモデルになるような取組をやっていきたいと思っています。

その中で、私がずっと気になっていたのは、冒頭で米田委員がおっしゃっていた、まず変わるべきは大人だというお話であります。子どもの権利条例をつくる20年前のときの委員会では、いろいろな形での市民参加型で条例をつくってきました。子ども委員の子どもが、まずは子どもが幸せになるみたいなことを言われたのに対し、大人が幸せにならなければ子どもが幸せになるわけがないでしょうという名言が今でも語り継がれていますが、この意見具申書もそうだと思います。当然子どものことを思う、これからの未来を担う子どもたちのための意見具申書であるわけですが、私たち大人も変わり、大人もやっばりき

ちんとながりをつくり直す。これからの時代にふさわしい地域の在り方、コミュニティの在り方のようなことを子どものための施策を熱心に取り組みながら、同時に大人への視点も大切にしながら取組をしていきたいというふうに思っています。

そういう意味では、今回の意見具申書は改めて、いろいろなことの気づきを与えていただける内容になっておりますので、これを受けて、具体的な事務事業のレベルできちんとやれることを、私どももやっていきたいと思っています。素敵な意見具申書案を拝読させていただき、ありがとうございました。

芳川会長：どうもありがとうございました。では最後ですが、阿部委員、お願いします。

阿部委員：こども未来局の局長をしております阿部と申します。

私はこの協議会の所管の局長として、改めまして本日、委員の皆様にお集まりいただきましたことに感謝申し上げます。また、1年にわたりまして起草専門委員の皆様方の熱心な活動についても敬意を表するとともに、本当にお礼を申し上げたいと思います。また芳川会長も起草専門委員会にオブザーバーで参加していただいたと伺っています。ありがとうございました。

冒頭、各委員からこの意見具申書に込められた思い、短いコメントで伺いました。今話がありましたけれども、変わるべきは大人という言葉もありましたし、地域の人とのつながりが大事というようなこともおっしゃっていました。一つ一つの思いはしっかり受け止めてまいりたいと思いますし、他の委員の皆様からもいろいろと御意見を頂きまして、私も一委員ではありますが、どちらかという受け止める側の行政の立場で聞かせていただきました。

その中で、こども文化センターへの期待について、皆様からお話がありました。こども文化センターは、地域の居場所として重要なリソースだと思っておりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

委員としてというよりは、意見具申を受け止める側の行政の人間としての立場から申し上げますと、「はじめに」でも触れていただいているとおり、第2期の子ども・若者の未来応援プラン、この4月から第2期がスタートしております。その中で、具申書に書かれているものと同じような基本理念が書かれているのですが、青少年という年代にフォーカスし過ぎると、課題の中心を見誤る可能性もあると思いますので、切れ目のない支援という立場でいつも物事を考えるようにしています。そういう点から申し上げますと、今、折しもこども家庭庁の法案が国会で審議されています。それに伴って児童福祉法も大きく変わろうとしているようなところもございます。そうした今、子ども・子育て支援に関わる国レベルの施策は大きく動こうとするなど、この分野は常に動いているところになりますので、この意見具申書の中身も含めて、私どももしっかり大きく受け止めて今後の取組に進めていきたいと思っております。

その中で一つ、私が子ども・若者の未来応援プランを策定する際に、大きなワードとして残っているのが、社会とつながる以前に、援助希求を表明できな

い、上手に表明できないという方が相当数いらっしゃるのではないかということです。例えば今、ヤングケアラーという形で言葉にされていますけれども、ヤングケアラーの中にもいろいろなシチュエーションがあると思いますが、子ども本人に聞くと、自分が、助けが必要な人間だと思っていないという子が相当数いらっしゃるようです。助けが必要であるが求める術が分からないという方と、そもそも助けが必要な立場にあると思っていない方、本当にいろんな方がいらっしゃるということを再認識しています。

ですから、この意見具申書は社会とどうつながるかというところにフォーカスしていますが、それ以前の困難を抱えて困っている人たちも含めて、本当に切れ目のない支援がこれからも大切になってくるということで、引き続きこれからも取組を進めてまいりたいと思っている次第でございます。以上です。

芳川会長：皆様、御意見ありがとうございました。本当に様々な形で、いろんな方面から御意見を頂戴いたしました。では、その意見を参考にしながら、引き続き起草専門委員会のほうで意見具申書完成に向けて取り組んでまいりたいと思っていますので、これからもどうぞよろしくお願いします。

(3) 今後の協議スケジュールについて

芳川会長：では、そろそろ時間ですので、次の議事に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：今後、意見具申に向けて進めていくこととなります。意見具申は7月を予定しております。この日に向けて、今回の御意見も踏まえ、起草専門委員が意見具申書案をブラッシュアップしていくということとなります。

今回第31期の活動は、7月の意見具申でもって最後となります。皆様の委嘱期間は8月末までという形になっておりますので、意見具申が終わり8月末を迎えた時点で、第31期は終了という形となります。

続いて、第32期が9月からスタートします。こちらの委嘱については、今年の4月の時と同様に、7月の意見具申以降、事務局で手続きを進めていく形となります。基本的には、今期の委員の皆様の続投になるかと思いますが、そこは都度調整させていただければと思います。事務局から改めて御連絡いたします。

また、第32期が始まりましたら、年度内に全体会を2回程実施する見込みですので、極力、委員の皆様の御都合が合う日で調整できればと思っています。今回の全体会はピンポイントでの調整になってしまいましたが、基本的には皆様のスケジュールを踏まえ、広く調整していきたいというふうに考えております。今回、無理なお願いにもかかわらず、日程を調整いただき、御出席いただきましてありがとうございました。

芳川会長：では、他に何かございますでしょうか。時間になりますので、もし特になければ、本日の議事はこれで終了としたいと思います。進行を事務局にお返ししま

す。

3 閉会

事務局：(事務局から事務連絡として、外部委員の報酬に関する案内、会議録摘録の校正依頼を別途依頼する予定である旨の案内を実施。)

事務局：それでは、以上をもちまして第31期川崎市青少年問題協議会第4回全体会を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたりまして熱心な御議論、ありがとうございました。